2014 年度後期早稲田大学雄弁会
2 月合宿発表レジュメ

ここは戦場だよ

政治経済学部 2 年　眞嶋　明生

0.社会認識及び社会認識補足
1.理想社会像/問題意識
2.現状分析
3.原因分析
4.政策

0.社会認識及び社会認識補足

現代社会は多極化社会である。冷戦崩壊以降、アメリカが世界秩序の維持、形成の中核を担う一極体制が完成した。一極体制下においてアメリカはアメリカに協力する国家には利益を与え、挑戦する国家には懲罰を与えた。世界秩序の維持、そのためアメリカのライバルとして対立しうる国家が存在せず、国際社会がアメリカに追随した。しかし 2000 年代後半から一極体制は盤石たるものではなくなった。アメリカの弱体化と他国のパワーの向上がおきたためである。アメリカはテロとの戦争の泥沼化に代表される軍事的失敗とリーマンショックに代表される経済的失敗を犯した。さらにシリアにおける武力介入の未履行問題は外交におけるアメリカの意志の弱さを表すこととなった。加えて BRICs と呼ばれる新興国のパワーの向上や、EU、ASEAN に代表されるリージョナリズムによるパワーの合算はアメリカのパワーの相対化を促す。こうした状況においてアメリカの一極体制は弱体化していると言えるのである。

【補足】

多極化に伴い、大国の対米戦略として非対称戦や新たな形の戦争が現れつつある。非対称戦とは、敵軍と同じ戦術をとり、正面からの「殴り合い」を演じたとしても勝てない勢力が敵の弱点を突くことにより勝利を収めようとする戦略である。例えばアメリカの弱点は民主主義、サイバー網等が挙げられる。テロや大陸間弾道弾の戦略目的を分析するならば民主主義社会に恐怖をもたらすことにより世論を分断し、より有利な譲歩を引きだそうと画策するものである。さらにアメリカといった先進国はサイバー網に社会インフラを依存しており、攻撃を受ければ社会が麻痺するのである。また新たな形の戦争の可能性が増大している。中国では「超限戦」という思想が 2001 年に生まれた。超限戦は全ての手段を戦争の手段として行使しようとする思想である。その内容は経済、金融、医療など多岐にわたる。その中でも近年、顕著に現れたのが法律戦である。法律戦とは国際法の内容や解釈を中国に有利なものに変更し、軍事的影響力を増大、もしくは敵国の戦力を弱体化さ

せるものである。国際的な影響力ではなく、純粋な軍事力に関する戦術として国際法を運用するところに、これまでの国際法成立を巡る利権対立とは一線を画す。2013 年、突如として中国は東シナ海における防空識別権を一方的に宣告した。国際法では防空識別権は不正に接近する航空機を警戒するための識別線であるが、中国は侵入した航空機の処分は自国の権限であると主張したのである。こうした主張は当然認めるべくもないが、繰り返し主張することで既成事実的に、国際法の解釈の変更を狙っていると考えられる。またクリミア編入では所属を隠したロシア正規軍がクリミア民兵として迅速に介入した。圧倒的戦力をもと大規模な軍事衝突を避けた上でクリミアの要衝を占拠された。この様な宣戦布告や流血を伴わない一連の介入は「新たな戦争」の可能性を示している。

同時に現代はグローバル化社会でもある。ヒト、モノ、カネ、情報の流通量が一挙に増大した。こうした流通量の増大は中国、ASEAN といった新興国の出現、相互依存や地域共同体の出現による平和の創出、経済発展など様々な発展、利益の増大を生み出した。しかし、同時にグローバル化はこれまでになかった脅威をもたらすこととなった。原理主義、革命思想が世界を席巻している。アルカイダによる世界同時多発テロ、アラブの春と呼ばれる一連の革命、中東における ISIS による蹂躙がその例である。またヒト、モノ、カネの流通は国際犯罪組織の活動を強めることとなった。地域を結ぶ人身売買、麻薬ネットワーク、国際マフィアがそれである。更に SARS、新型インフルエンザ、エボラ出血熱といった疫病のリスクも増大している。

更にこうしたリスクを増大させているのはインターネット網の発達である。ISIS によるリクルート作戦は欧米からの所属員を増大させるのみならず、組織に所属しない突発的なテロ実行犯であるローンウルフ型テロや自国民がテロリストとなるホームグロウンテロを生み出した。更にテロの指導もインターネットによって行われており、ボストンマラソンテロ事件ではホームグロウン型のテロ犯が、インターネットで公開されていた爆弾の作り方に従い、テロを実行した。更に 3D プリンターといった新たなデバイスはインターネットが現実における流血の危険性を増加させる。流血が伴わなくとも、各国におけるプロパガンダ作戦は国民の世論の分断を目的に活動していると観られる。また IT 技術への依存はサイバー攻撃に対する脆弱性を増大させる。最早社会インフラと化したサイバー空間における攻撃は我々の生活に直接影響を与えるまでになっている。

以上の様な多極化、非対称戦、「曖昧な戦争」の可能性、グロバール化、インターネット
発達は複合的に絡み合い、新たな安全保障上の脅威を増大させている。新たな脅威はこれまでの戦争の様な宣戦布告を伴うものや、象徴的な場所を狙ったテロ事件とは異なり、我々の生活、日常と密接に関わるのである。**すなわち平時と有事、銃後と戦場の境界が極めて曖昧になるのである。**

Ex）
・日本という平和な地域にいながら、ISIS のツイッターにおけるプロパガンダ、リクルートによって、国際テロ組織の活動の対象になる。
・経済制裁に反発した国家の報復によって大手金融会社が攻撃を受け、その影響を一般国民がこうむる。
・ローンウルフ型テロリスト、ホームグロウンテロの増加
・エボラ出血熱の世界的流行

【参考】ロシアの「新しい戦争」に関する認識
　ロシアはウクライナ騒動に対して「西側の陰謀」であるとの見方を強めている。こうした背景には冷戦終結以降の「戦争を起こしづらい」環境において、西側がロシアに宣戦布告を伴わない「新たな戦争」を仕掛けているのだと認識していうのである。以下の文章はロシア軍制服組のトップ、ゲラシモフ参謀総長の発言である。

『ここでゲラシモフ参謀総長が述べているのは、21 世紀の戦争は国家が堂々と宣戦布告をしてから始めるような分かりやすいものではなくなっているということだ。こうした近代的な戦争のモデルはもはや通用しなくなり、戦争は平時とも有事ともつかない状態で進むようになった。しかもそのための手段としては、軍事的手段だけでなく非軍事的手段の役割が増加しており、政治・経済・情報・人道上の措置によって敵国住民の「抗議ポテンシャル」を活性化することが行われる、と主張した上で、ゲラシモフは「戦争のルールが変わった」のだという。』

（http://wedge.ismedia.jp/articles/-/4472 より）

1.理想社会像/問題意識

理想社会像:安寧たる社会
　私の理想社会像は「安寧たる社会」である。安寧とは平和で安定した状態を指す。平和とは社会においていかなる勢力も武力紛争関係にはない状態を指す。安定とは社会に所属する人々がリスクから守られている状態であり、またその脅威を感じていない状況を指す。ここでのリスクとは衣食住の確保を困難にせしめ、かつ個人での解決が不可能なものを指す。以上の理想社会像を志向するにあたって、社会認識を踏まえて現代社会において求められる要件を以下に記載する。以上の衣食住の確保を困難にせしむる様なリスクに対処するために公的なサービスが必要となる。同時にそうしたサービスを提供する国家とその存続が不可欠であり、存続を脅かす紛争を回避、抑止する必要がある。

問題意識:日本の安全保障研究体制
　現代では多極化、グローバル化、サイバーインフラの整備に伴って、新たなかたちの安全保障上の脅威の出現の可能性が高くっている。多極化に伴う新たな脅威とは即ち、対米戦略の骨子であった非対称戦の具現化、クリミア紛争におけるロシア非正規戦部隊による

占拠から予見される新たな戦争のあり方である。グロバール化に伴う脅威とは国際テロリズム、国際犯罪、疫病等が該当し、これらの脅威は国家のみならず我々一般国民さえも対象となるのである。更にサイバーインフラの整備に伴って、これらの脅威と我々一般市民が直接関わる危険性が急速に増大しているのである。また温暖化による北極海航路開通や人口増大と複合する食糧安全保障環境の変化、現在検討中の移民受け入れ問題など、今後日本はこれまで予期しなかった安全保障上の脅威や安全保障環境の変化に見舞われる危険性が高まっている。こうした急激な変化に対応する為には安全保障政策の柔軟性、多様性の確保が不可欠である。さらに今後の脅威はこれまでの外交、国防を中心とした安全保障政策のみでは対抗不能であり、分野横断的な政策が必要となる。従って日本においては分野横断的な安全保障研究体制を確立する必要がある。現状の安全保障研究体制を継続するのみでは新たな脅威に日本が有効な政策を打つことを困難にする。このことは武力紛争、個人の生命や財産が攻撃を受ける蓋然性を増大させる。このことは理想社会像である「安寧たる社会」に反する。従って「日本の安全保障研究体制」を問題意識に抱く。

2.現状分析

日本の安全保障研究体制の現状について分析する。ここでは安全保障政策研究の現状、さらにアクターとなる省庁の横断的な政策の研究の現状にわけて分析する。

〈1〉民間、大学、大学院における研究

民間シンクタンク、大学、大学院における安全保障研究は自由度が高く、また他分野の学問と連携することが容易であり、多様で不確かな今後の脅威に対する研究を行うことが出来る。

①日本の安全保障シンクタンクの現状

日本の安全保障シンクタンクの現状を分析する前に、シンクタンクに期待される働きがどのようなものなのか述べる。

今回の問題意識を扱う上で、シンクタンクが持つ有効な性質は「構想の産出」と「外交活動のアクターとしての働き」である。

外部からの視座を有するシンクタンクが政策形成に関与することにより、新たな構想を生み出すことが可能である。こうした過程で専門家を組織化することは更なる政策研究において必要不可欠である。更に今後、新たな脅威が増大する中で独自の専門家集団を形成することが出来るシンクタンクはより横断的かつ柔軟な政策の研究に寄与することができる。また、省庁は現実的な緊急な対応を必要とする研究を優先すべき一方でシンクタンクはより中、長期的なスパンでの研究が可能である。

さらに政府から独立した組織であるシンクタンクは、外交政策の補完的アクターとしての機能を持つ。政府が表向きに行動することが困難な議論や対話のチャンネルとして機能することが可能なのである。今後、日本の安全保障に影響を与えるアクターの予測が付かない将来においては、このような補完的アクターの存在は政策の柔軟性を増大させるのである。

主な日本の安全保障シンクタンクは以下の通りである。日本国際問題研究所(JIIA)、世界平和研究所(IIPS)、平和･安全保障研究所(RIPS)、日本国際フォーラム(JFIR)等が挙げられる。特に日本国際問題研究所はペンシルヴァニア大学による 2014 年度世界有力シンクタンクランキング 14 位に選出された。

一方で日本の安全保障系シンクタンクの影響力は低いものに留まっている。比較対照となる海外のシンクタンクは主に以下の 4 区分に分けられる。最大のモデルであるアメリカモデルは、ブルッキングス研究所など大型のものは民間資金による収入が多く、民間、非営利、自主、独立という理想的な形態であるが、アメリカの税額控除制度や非営利活動に対する寄付奨励の文化に支えられている。また「回転ドア」システムにおける人材プールとしてのシンクタンクや国防関係の大口受注を受けるランド研究所などが存在する。　欧州型は会員からの収入を 80%近くを締め、20%程度を政府からの外注に依存している。イギリス国際戦略研究所やフランス国際問題研究所がこれに当たる。第 3 の ASEAN 加盟国が ASEAN 国際戦略問題研究所連合と呼ばれる安全保障系シンクタンクが政府と密接に連携するものである。これは政府間対話を支える民間対話や政府関係者が個人で参加する民間対話の中核となっている。第 4 のモデルは中国、インド、韓国等の新興国の政府が資金をほぼ 100%投じて運営するものである。この様にそれぞれのシンクタンクが政府と協力、もしくは独立した形で安全保障政策の研究を行っている。

一方で日本のシンクタンクは政府への影響力は比較的少ないものに留まっており、政策の外注等が多く、大規模調査や長期的研究の外注は少ない傾向にある。

類型 特徴

米国型

・民間資金を中心とした経営

・民間、非営利、自主・独立の立場

・政権交代時の人材プールとしての役割

欧州型

・一定程度政府資金による支援を受けた経営

・非営利、自主・独立の立場

ASEAN 型

・民間資金を中心とした経営、政府補助金等による経営、又は政府内部の組織など様々

・ASEAN の研究所連合を中心として民間対話を推進

新興国型　・多くは政府丸抱えの経営

・政府との距離が近い

②大学、大学院における安全保障研究と国際関係論

日本ではしばしば大学､大学院では安全保障の問題が研究されていないと言われている。実際の研究における現状を明らかにした上で、どのような影響があるのか分析する。

安全保障は「ある価値を」「ある主体が」「ある手段をもって守る」というを問題である。国家安全保障では「国家が有する基本的価値」を「国家」が「軍事、外交をもって守る」という問題が中心となる。そのため、安全保障を基軸に据えた研究であれば国家の生

存を軍事、外交的な観点から研究することが多くなる、また政策の多くはハードパワーが中心となる。こうした研究を専門的に行っている教育機関は少なく、防衛大学校研究科がおそらく唯一であろう。研究機関としても防衛研究所や国際問題研究所など一部のシンクタンクに限定される。

一方で国際関係論は国際社会における様々な事象を研究する政治学の一派である。したがって上記の安全保障に纏わる問題も包括されており、安全保障を専門的に扱わない教育機関でも同等の内容が扱われることも多く、様々な高等教育機関で学習、研究することが可能である。また紛争以外にも研究対象、アプローチは多様である。

従って、安全保障研究を専門的に扱うことは無くとも、同等の研究が行われており、またより広いアプローチが可能な国際関係論は今後の予測困難な脅威に対する研究への順応性が高い為、今回の社会変革論では大学教育における軍事、安全保障研究を扱わない。

〈2〉省庁による合同研究の現状

ここで扱う省庁とは今後現れるであろう、新しい不確かな脅威に対する政策のアクターとなる省庁である。したがってほぼ全ての省庁が参画する必要がある。現在も尚、安全保障分野における省庁における合同研究は進んでいない。有事の際の合同運用や連絡の緊密化は進んでいる。一方研究ではそれぞれ専門の政策分野を合同で研究することは合理性や機密性の関係から制限がある。そのためシンクタンクに外部委託する形式である程度分野横断的な研究は行われているものの、直接の研究プロジェクトは少ないものにとどまっている。

3．原因分析

〈1〉民間アクター

①資金難

資金難は日本のシンクタンクに常につきまとう問題である。政府からの資金援助も少ない傾向であり、比較的政府から独立している欧米型シンクタンクですら 10%～ 25%の資金を政府からの援助で賄っており、30 億円程度の予算がある。一方で日本最大の安全保障シンクタンクである日本国際問題研究所ですら 6 億円程度の総収入でしかないのである。またアメリカ型の研究シンクタンクは民間人、企業からの寄付文化により多くの民間収入を得ている。ブルッキング研究所は 500 億の予算の内、40%近くを寄付に依って得ている。約日本にはそうしたシンクタンクへの寄付や税制控除といった優遇政策は存在せず、先ほどの日本国際問題研究所は寄付金では 500 万円程度の収入しか得ていない。

②官僚制並びにシンクタンクの位置づけ

日本の官僚制は極めて強い影響力を有する。分野におけるエリートを各省庁が有しており、シンクタンクが業務に関与する必要性を構造的に低下させている。一方で官庁で行な

われる研究は喫緊性の高い内容が優先であり、中/長期的なスパンでの研究は見落とされがちである。

外務省が主宰する外交・安全保障関係シンクタンクのあり方に関する有識者懇談会が行なったヒアリングでは「調査研究と政策が分断されている」「政府関係者のシンクタンク軽視」「政府情報へのアクセスが難しい」といった結果が得られた。また日本のシンクタンクは省庁の外注先であり、具体的な政策の関与は少なく、小規模な調査業務が多い。これは日本においてはシンクタンクの位置づけが決まっていないことに起因する。

③機密性

政策立案の際には様々な情報が必要となる。しかし安全保障政策に関わる情報は機密性の高いものがおおい。1 つの情報から膨大な量の情報が推測されるからである。しかし一方で機密の保持による負の影響も存在する。

我が国では 2014 年 12 月に施行された秘密情報保護法によって、防衛、外交、治安に関わる情報が機密情報に指定された。今後我が国における民間のシンクタンク活用はより困難なものになると考えられる。

実際にアメリカではテロとの戦争によって秘密情報が膨大なものとなっている。機密情報は膨大な量に登り、通常業務に支障をきたす状態となっている。所属先の業務に必要な情報ですらも、その情報の保有元組織ではないという理由で公開を拒否される事例も起きており、一部ではこの状況を「神のみぞ知る」と呼び、大統領ですら現状の政策を把握することが出来ないことを揶揄されてる。

〈2〉政府系アクター

①組織肥大、越権の抑止という合理性

歴史上、幾つもの組織が様々な目的、大義名分のもとに「より大きな影響力」を獲得しようとしてきた。組織が自らの利益、生存の為に拡大しようとするのは合理的かもしれない。しかし、本来の目的から大きく外れ肥大し、その結果致命的な失敗を犯した組織は幾つもある。したがって、官僚機構が本来の目的以上の分野に影響力を拡大しようとするのを抑止するのは当然であるし、現代の日本においてもそうした姿勢がとられている。しかし、今後予想される曖昧な脅威は 1 つのアクターだけで解決することが困難になる上、従来の様に現場レベルでの協力のみでの解決が困難で有り、こうした問題には事前の研究が不可欠である。しかし、こうした研究、調査は組織肥大の可能性を否定できないため承認を得ることが困難である。また情報の機密性から不完全なものに終わるのである。

②予算

当然上記の様な肥大防止という観点以外にも、本来業務と関係の薄い分野での研究に予算が交付されることは困難である。

3.政策 「安全保障研究計画局」の創設

〈0〉DARPA（国防高等研究計画局）

①組織

DARPA は国防総省内ではあるが、軍から独立したの科学技術研究に対する資金分配機関である。その主な目的は米軍の技術優位を維持し、国家安全保障を脅かす技術サプライズの防止である。したがって米軍の現在のニーズに対応するのではなく、将来的なニーズに対応する為の革新的技術の開発が目的である。したがって、ハイリスク、喫緊性の低い研究など他の研究機関が担わない分野を扱う。生物技術室、防衛技術室などそれぞれの分野に分けて研究を行う。一方予算、情報、議会などに強いからこそ機能する側面もある。

②特徴

・小規模

研究所や施設を持たず、研究を支援し、常勤職員は 200 名程度と少ない。

・柔軟

局長、各室長、プログラムマネージャーの三層構造のみ

・開放性

開発スタッフの多くが期限付き契約で、新たなアイディアを引き入れる。

・スピード重視

・失敗の容認

③プログラムマネージャー

DARPA 最大の特徴であり、アイディアの探索、プログラムの企画、進捗確認、資金提供、活動の指導など多岐にわたる業務を行なう。また研究の全般にわたって強い権限を持つ。期限付き雇用で新たなアイディアの取り込み口となる。PM が研究活動の中核を担う。産業界や学会、各種機関のルートからアイディア、ニーズをくみ取る役割も担う。

〈1〉安全保障研究計画局

目的/組織

NSC 内部に設置される安全保障分野の政策調査、研究に対する資金分配機関である。多極化、グローバル化、インターネットの発達に伴って現れる規模、標的、目的、影響が多様な安全保障上の脅威に対抗し、かつ安全保障環境の激変に際してはイニシアチブを掌握するための政策/理論研究を目的とする。従って、現状に拘束される喫緊の問題に対する研究よりもより中/長期的視点での研究を中心とし、また軍事、外交のみならず他分野の学問からのアプローチを積極的に引き出す。また日本の安全保障に寄与することを最大の目的とし、普遍的な内容よりも日本独自の観点からの研究を最優先とする。

〈2〉機密情報保護法運用の変更

機密情報保護法下では柔軟な研究が行えない可能性がある。そもそも機密情報保護法策定に大きく関わった公安調査庁は、情報保全の十分性を追求する合理性を有している。そ

のため、研究に必要な情報を入手できない可能性がある。そのため、機密情報保護法に基づいて特定機密に指定された情報の存在を研究員に公開し、申請に基づいて一部の情報を開示する制度を設ける。これにより、より円滑な研究が可能となる。

【参考資料】

警察/治安/テロ

平成 26 年度版　警察白書　警察庁

平成 25 年度版　警察白書　警察庁

「主なテロ未然防止策の現状」　内閣官房

「警察の対テロ対策」警視庁

https://www.npa.go.jp/keibi/biki2/10nennokiseki.pdf

「ホームグロウンテロリスト」　公安調査庁

http://www.moj.go.jp/psia/ITH/topic/201401_column.html

自衛隊/国防/紛争

江畑謙介『これからの戦争 兵器 軍隊』 並木書房

『月刊軍事研究』各巻 ジャパンミリタリーレビュー

外務省『平成 25 年度版外交白書』

外務省『平成 26 年度版外交白書』

防衛省『平成 25 年度版防衛白書』

防衛省『平成 26 年度版防衛白書』

喬 良, 王 湘穂「超限戦」

シンクタンク/民間研究/官僚制度

外務省有識者懇談会「日本における外交・安全保障関係シンクタンクのあり方について 」

公益財団法人　日本国際問題研究所

http://www2.jiia.or.jp/

防衛省防衛研究所「安全保障」概念の明確化とその再構築」

DARPA/政策

DARPA 公式サイト

http://www.darpa.mil/default.aspx

「DARPA（アメリカ国防高等研究計画局）の概要」

独立行政法人　科学技術振興　研究開発センター

「アメリカ DARPA の研究マネジメントのポイント」

経済産業省

内閣府「特定機密情報保護法について」

デイナ プリースト 、ウィリアム アーキン 「トップ・シークレット・アメリカ: 最高機密に覆われる国家」

その他/各具体的事件

厚生労働省「エボラ出血熱について」

ロシア研究　小泉悠 blog「ロシア軍事事情ウォッチ」

http://bylines.news.yahoo.co.jp/koizumiyu/

ロシア大使館 Twitter アカウント

（@RusEmbassyJ）

ウクライナ大使館 Twitter アカウント

（@URKinJPN）

ニュースサイト

CNN

http://www.cnn.co.jp/

BBC

http://www.bbc.co.uk/

NORSE

http://map.ipviking.com/